

医師が処方するお薬について 広報げろ 2009.3

医師が処方するお薬について

今月、岐阜県健康づくり友の会会員を対象に薬の安全使用教室が開かれます。今回はこれに先立って医師が処方する薬についての注意点をお話しましょう。

- ◎ 法律では、医師は診察をしないで薬を出してはいけないことになっています。いつもの薬がほしい場合でも医師と対面しなければ薬を出すことはできません。(無診療治療の禁止)
- ◎ 予防目的で薬をもらうことはできません。風邪をひいたときのために薬をといわれても出すことはできません。(予防投与の禁止)
- ◎ 同一の病気に対して保険を使った薬と自費の薬を混在させることはできません。この薬は効くけど保険は利かないよということはありません。(混合診療の禁止)
- ◎ 保険を使っただけの薬の使用方法はしっかりと決められています。医師が自由に使えるわけではありません。許可された病名以外には使えないのです。
- ◎ 複数の医師にかかりそれぞれ薬をもらうこともあるでしょう。薬の重複を避けるためにも受診するときには必ず自分の服用している薬の名前を記録したお薬手帳を持参しましょう。
- ◎ 現在は、医師が処方した薬は院外薬局でもらうことが多くなっています。この場合調剤薬局であればどこでもらってもよいのですが、かかりつけの薬局を決めてそこでお薬手帳をもらい記入してもらおうとよいでしょう。お薬手帳は無料です。
- ◎ 薬のことは医師に任せているというのではいけません。自分がどのような薬を服用しているかをしっかりと知っておきましょう。
- ◎ 薬には効果もある反面副作用もあります。医師は副作用も見越して処方していますので副作用を心配して勝手に薬をやめることはせず医師と相談してください。
- ◎ 薬はあなただけのもので、自分に効いたからといって他人に譲ることはもっとも危険な行為です。
- ◎ 薬には使用期限があります。服用の必要がなくなった薬は思い切って捨てましょう。とっておいて変質したり、使用期限切れとなったりして危険です。
- ◎ 薬の使用に際しては決められた量を守りましょう。貼り薬や、塗り薬は皮膚から薬剤が吸収されて効果を表します。使いすぎは薬が過量となり副作用もあらわれやすくなります。
- ◎ 後発薬品いわゆるジェネリックについては製造方法が先発薬品とまったく同じでないものもあり効果にも差がある場合もあることを認識しておく必要があります。

下呂市立金山病院 院長 古田智彦